

豊中市電気自動車用充電設備等導入業務 業務仕様書

この「豊中市電気自動車用充電設備等導入業務」業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、豊中市（以下「市」という。）と共同で、市有施設等に電気自動車用充電設備等（以下「充電設備」という。）を設置し、その後の充電設備を運用する業務の内容を示すものであり、本事業の共同事業者（以下「事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1. 業務名

豊中市電気自動車用充電設備等導入業務

2. 業務の目的

市では「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（とよなか・ゼロカーボンプラン）」に基づき、令和32年（2050年）までに温室効果ガス排出量実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現に向けて取組みを進めている。

本業務は、ゼロカーボンシティに向けた取組みの一つとして、電気自動車の充電インフラの整備及び運営を行うことで、市民・事業者における電気自動車の普及促進に資することを目的とするものである。

3. 事業実施期間

事業者の選定後、別途市と締結する実施協定書において、最終決定する。

ただし、充電設備の設置を完了した日から速やかに実施することとし、期間は8年以上の複数年とすること。

4. 設置場所（充電設備の設置場所）

- (1) 庄内コラボセンター（豊中市庄内幸町 4-29-1）
- (2) 豊島体育館（豊中市服部西町 4-12-1）
- (3) 上記以外の施設についても市と随時検討すること

5. 充電設備の種類

普通充電器（6kWを想定）とする。

6. 事業者の業務内容

事業者は、本事業の実施にあたって、以下の事項を実施する。ただし、事業者の選定後、協定書を締結し、市と事業者で協議のうえ、最終決定する。

- (1) 上記4に示す場所に設置する充電設備の設置
- (2) ブレーカーや証明用電気計器（子メーター）等の購入・設置

- (3) 上記 3 に示す期間中における充電器の維持管理
- (4) 市民への充電サービスの提供・運営
- (5) 利用者への周知・広報
- (6) 使用実態等の各種データの収集、発注者への提供
- (7) 充電サービスの利用状況を市が随時確認できるようにしておくこと

7. 市の業務内容

市は、本事業の実施にあたって、以下の事項を実施または協力する。ただし、事業者の選定後、協定を締結し、市と事業者で協議のうえ、最終決定する。

- (1) 市ホームページ等による利用者への周知・広報
- (2) 行政財産の使用に関する必要な手続き
- (3) 現地調査に関する必要な情報の提供
- (4) 上記 4 (3) に示す場所の検討

8. 費用負担

充電設備の設置工事や充電サービスの運用、ブレーカー、電気使用料の支払いのために使用する証明用電気計器（子メーター）等、本事業に関する一切の費用は、原則として事業者の負担とする。

また、充電設備の利用により生じた電気料金も事業者の負担とする。ただし、市が充電設備の利用に必要な電力を提供し、事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を市に対して精算する場合は、事業者が当該電気料金を負担したものとみなす。

9. 土地使用料

行政財産の使用許可に係る基準を適用し、減免とする。

10. 利用料金、利用方法

- (1) 事業者は、充電設備の利用者から利用料を徴収し、その利用料金については、常識の範囲内で市と協議のうえ事業者が決定すること。また、利用料金は本事業で設置するすべての充電設備で同様とすること
- (2) 上記 (1) に記載の利用料金については、事業の実施期間中は原則固定とするが、社会情勢等に鑑み、見直しを希望する場合は市と協議のうえ決定すること
- (3) 利便性の高い利用システムを構築すること

11. 運営・問い合わせ対応

- (1) 組織化された運営体制を確立し、適切な人員を配置すること
- (2) 利用者からの問い合わせや故障、苦情等に対処するため、連絡および対応が可能な運営体制とすること。また利用者から直接対応が可能な窓口を設置すること。

- (3) 利用者からの問い合わせや故障、苦情等が発生した場合は、速やかに対応すること
- (4) 利用者の個人情報は法令に基づき適正に管理するなど、適切な情報セキュリティ対策をとること

12. 事業報告

利用実態に関する各種データを収集し、市から求めのあった場合には、当該データを市へ速やかに提供すること

13. 成果物

事業者は業務の成果として、次の物品を市へ納入すること。

また、成果品の権利の帰属はすべて市のものとし、事業者は、市が承諾した場合を除き、成果品を公表してはならない。

	成果品等の提出物	提出部数	提出期日	備考
1	業務着手届	1	着手時	紙媒体
2	業務実施計画書 (統括者を明記すること)	1	契約後 14 日以内	電子媒体
3	事業実施報告書	1	業務完了時	紙媒体及び電子媒体
4	利用実態に関する各種データ	1	毎月末	電子媒体
5	コールセンター対応記録	1	その都度	電子媒体
6	業務打合せ簿	1	その都度	電子媒体
7	業務完了届	1	業務完了時	紙媒体

14. 業務上の留意事項

- (1) 事業者は、業務を受託するにあたり、所要の消耗品に伴う経費を準備・負担するものとする。
- (2) 事業者は、本業務を担当する総括者を市に報告するものとする。また、総括者は、本業務に精通した経験者とする。
- (3) 事業者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を市に申し出ることができるが、本業務完了後速やかに市に返還するものとする。
- (4) 事業者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 条)及び豊中市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 事業者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (6) 事業者は業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (7) 事業者は、業務の履行にあたって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成

24年2月1日制定)」の定めるところによって、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、市（当該契約を所管する所属長）への報告及び所轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。報告・届出は、不当介入報告・届出書（別に定める様式）によって、速やかに、市に報告するとともに、所轄警察署の行政対象暴力担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。事業者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。報告・届出を行った場合は、当該事業者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

- (8) 本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する。